

福岡県LPガス料金高騰対策支援事業 Q&A集

(2025年9月1日更新)



<交付申請（エントリー）について>

Q1-1

福岡県外の事業所ですが、一部福岡県内にお客様の供給先がある場合、本事業の対象先であると理解していますか？

A. 福岡県内の利用世帯が支援の対象となります。供給元の事業所について県内外は問いません。

Q1-2

福岡県に顧客がいる営業所が複数あります。申請について本社からするのか、それとも営業所から申請するのですか。

A. 顧客と契約している箇所（営業所等）からの申請とします。（契約書上に記載の事業者又は事業所）

Q1-3

交付申請時と値引き後の実績報告で、対象世帯数に差が出て問題はないですか。

A. 交付申請時は見込数で構わないものの、実績報告時に増となってしまわないようご注意ください。 万一、交付申請数を上回った場合は、実績報告の提出の前に「変更承認申請書（様式第3-1号）」を提出され支援金額の増額手続きが必要です。

Q1-4

簡易ガス（コミュニティガス）事業も対象か。また、工業用も対象ですか。

A. LPガスの利用世帯であれば対象です。但し高圧ガス保安法に基づく工業用は対象外となります。

Q1-5

交付申請書（様式第1号）の申請時期はいつまでですか。

A. 8月29日までとします。

Q1-6

申請書への押印は必要ですか。

A. パソコン印字やゴム印使用の場合は、社印又は代表者印（個人事業者）など捺印が必要です。

※代表者名が手書きによる署名の場合は、捺印は不要です。

Q1-7

(株)や(有)などの省略記入は大丈夫ですか。

A. ○○○株式会社や有限会社○○○のように正式名称で記入ください。

※国の補助金による支援金のため、報告書面は監査の対象となり正確にご記入ください。

＜利用実績が無い場合＞

Q2-1

利用実績が無い場合（0 m³）でも支援金の対象となりますか。

A. 検針分料金が発生していれば、対象となります。



Q2-2

販売契約はしていますが、たまたま9月利用(10月検針分)料金が発生しなかった場合はどうなりますか。

A. 令和7年7月～9月までの期間中に販売契約をしており、LPガス料金が発生しているものについては、10月利用(11月検針分)料金から値引きできます。なお、9月検針分の対象となる使用期間の販売契約が無いもの（契約解除したもの）は、値引き実施の対象とはなりません。

＜利用実績が少ない場合＞

Q3-1

使用量が1 m³未満の場合は対象になるか。

A. 下限は設定しません。

※10月検針分料金が600円(税抜)を一括して値引きできない場合は、翌11月検針分料金より残額を差し引くことができます。(値引は2ヶ月で打ち切りとなります)

＜支援の対象について＞

Q4-1

屋号は事業所ですが、実際は一般家庭で使っている場合は対象ですか。

A. 一般家庭及び事業所が対象となりますので値引きの対象となります。

Q4-2

店舗兼住宅の場合は対象になりますか。

A. 一般家庭及び事業所が対象となりますので値引きの対象となります。

Q4-3

料金を滞納している世帯ですが、対象となりますか。

A. 値引き対象期間の請求額から値引きすることは可能ですが、過去の滞納分から値引きすることはできません。

Q4-4

LPガス供給先に、国の機関・地方自治体の施設がありますが、支援の対象となりますか。

A. 国の機関や地方自治体の施設であっても支援の対象となります。

Q4-5

従量料金のみが対象ですか。

A. LPガス料金とは、対象期間中に請求すべき検針分料金が対象とます。質量料金は対象外です。

Q4-6

9月検針分料金は発生しますが、何らかの理由で値引きできなかった場合はどなりますか。

A. 交付決定を受けているものであれば、10月検針分料金からの値引きとなりますが、諸事情が発生して出来ない場合は、翌月の値引き実施となります。その際は、実績一覧表の余白に理由も付記してください。利用者による個別案件の場合は対象者欄の右余白に理由を記入ください。

交付決定を受けていない場合は、速やかに交付申請手続きを行い、交付決定後の直近の検針分料金から値引きをすることとなります。

※当該事業が生じた場合は、速やかに支援センターにご連絡ください。

<2世帯住宅の場合>

Q5-1

2世帯住宅は対象になりますか。

A. 同敷地内であっても、世帯毎に契約（メーター設置）していれば、それぞれ対象となります。

<1世帯に複数メーターがある場合>

Q6-1

1世帯に複数メーターを取り付けているケースがあり、当社では1メーター1顧客としていますが、今回の値引きの対象となりますか。

A. 1メーター（1契約）単位となります。

<社宅や寮の場合>

Q7-1

集合住宅で会社と契約している場合も対象ですか。

A. 一般家庭及び事業者が対象であり、契約先が会社（法人）であっても対象となります。

Q7-2

法人名での契約ですが、社宅として利用しており、用途を家庭用としている場合は、値引きの対象という認識でよろしいか。

A. 一般家庭及び事業者が対象であり、契約先が会社（法人）であっても対象となります。

<値引きの明示について>

Q8-1

消費者への値引き処理の通知に関しては、検針票及び請求書への明記、通知でもよいか。

A. 「①値引き前の金額（税抜）②値引き後の金額（税抜）③福岡県の支援により600円（税抜）を減額している。」この3点を明示する事。（第4弾<事業者手引き>10ページを参照ください）

※検針票は、請求額等の金額が明記されているもの。

Q8-2

検針票等に値引き額の明示「福岡県の支援で、600円値引き（各世帯1回のみ）されています。」の記載が困難な場合の対応は。

A. 「①値引き前の金額（税抜）②値引き後の金額（税抜）③福岡県の支援により600円（税抜）を減額している。」この3点を明示する事。記載が困難な場合は、別紙の添付を検討すること。

※特段の事情がある場合は支援センターへご相談ください。

※別紙の印刷用は、「福岡県LPガス協会」ホームページの『(第4弾) お客様明示方法』からダウンロードください。

Q8-3

コミュニティガスの登録ガス小売事業者が本事業に基づく値引きを実施する場合、ガス事業法第14条及び第15条に基づく供給条件の説明義務及び書面交付義務への対応は必要ですか。

A. 今回の値引きについて、ガス事業法第14条及び第15条に基づく、供給条件の説明義務及び書面交付義務が発生します。また、経過措置団地をお持ちの事業者に置かれましては指定旧供給地点小売供給約款以外の供給条件で供給するため、特別供給条件認可申請が必要となります。

※詳細は、コミュニティガス協会にご確認ください。

Q8-4

検針伝票等、事業者控えが残らない場合（WEB明細等）値引きの事実はどう確認するのですか。

A. 値引き額を明示した検針伝票の写真、事業者が管理するデータ等で確認します。

Q8-5

値引き表示、文字数が足りない場合は？

A. 客観的にみて、ある程度理解できれば入る文字数で良いです。

<期間中の値上げについて>

Q9-1

期間中に値上げしてはいけないのか。

A. 調達価格の上昇などを理由とする値上げは差支えありません。ただし、社会通念上相当と認められる金額以上の値上げを行うなど、意図的と捉えられることのないようご注意ください。

<値引き原資について>

Q10-1

支援金の税務科目とは？

A. 課税対象外となり非課税です。詳しくは税理士にご確認下さい。

※販売事業者経費についても同様となります。

<実績報告について>

Q11-1

実績報告の添付書類(実績一覧表)の記載事項として、「値引き実績者を特定できるもの」とあるが、同姓同名の場合や同じ会社名なども想定されるが、住所なども記載したほうがよいか。

A. 市町村名の記載は必要ですが、住所の番地などの記載までは必須としません。同姓同名で市町村名も同じ場合は、氏名ではなく顧客番号を記載して下さい。

Q11-2

実績報告書の件数を誤記しましたが、二条線に訂正印を押印して訂正は可能ですか。

A. 提出書類では、件数などの訂正は可能ですが、金額の訂正はできません。

※金額などの記入については、150000円 ⇒ 150,000円 のように必ず、カンマ（(注)ピリオド不可）を入れてください。

Q11-3

実績報告書の記入について、鉛筆やフリクションペンでも大丈夫ですか。

A. 提出される書類は全て黒色ボールペン又はパソコン印字(黒色)での提出となります。

※原本を自箇所保存用としてコピー提出はできません。必ず原本を郵送にて提出ください。

<債権者登録について>

Q12-1

合併により社名が変更となりました。債権者登録申出書の提出は必要ですか。

A. 社名変更や住所変更・金融機関・口座変更については、届出が必要となります。

Q12-2

個人商店ですが、代表者が途中で変更となりました。債権者登録申出書の提出は必要ですか。

A. 提出が必要となります。

※法人格の場合は必要ありません。

Q12-3

異なる申請者(債権者)が共用の銀行口座等を使用することができますか。

A. できません。申請者(債権者)毎に申請者(債権者)名義の銀行口座等での申請をお願いします。

各提出書類のフォーマットは「福岡県LPガス協会」ホームページからダウンロードできます♪

